



児童福祉法33条は、 なぜ廃止されなければならないか

一時保護制度の人権侵害を問う

2026年5月

児童福祉法33条は、「一時保護」の名の下で、 子どもの人権を組織的に侵害している

児童福祉法33条1項

児童相談所長は、児童虐待のおそれがあるとき…
その他の内閣府令で定める場合であって、
必要があると認めるときは…児童の一時保護を
行うことができる。

児相の一時保護施設で課される子どもの人権剥奪

-  私語禁止
-  通学不可
-  外出禁止
-  面会制限

子どもの人権より
管理優先する
社会

閉ざされた
空間に、奪われる、日常。

年間保護件数

3万件超

※令和4年度(こども家庭庁データ)

常時在所者

約2,000人

※令和4年10月時点

平均在所日数

32.7日

※令和4年度

子どもは権利の主体です。保護の名の下で、その権利が奪われてはいけません。

出典：子どもの権利条約第9条・第12条、市民的及び政治的権利に関する国際規約第17条

児童相談所長の判断だけで、 子どもを親から引き離せる**異常な条項**

✕ 親が不同意の場合のみ
司法審査がなされるが、
裁判所の独立を蔑ろにして
形骸化

✕ 曖昧な要件
「必要があると
認めるとき」

✕ 親の同意不要

✕ 国際人権法違反の疑い



深刻な長期化の実態

2ヶ月超の長期化:

15%以上

平均在所日数:

32.7日

最長(千葉県):

75.5日

※出典: こども家庭庁データ(2023年度)

子どもの
権利条約
第9条・
5条・18条

国連
自由権規約
第23条



国連からの
勧告

2019年
国連子どもの権利委員会

児相附設一時保護所の廃止を勧告
(勧告29項c)

2022年 国連人権委員会
「国際人権法との整合性を懸念」
児童相談所による恣意的な介入が国際人権法に違反する恐れがあると指摘

※これらの勧告はいずれも、日本政府によって十分に実施されていません。

出典: 児童福祉法第33条、国連子どもの権利委員会対日総括所見(2019年)

抜本的な児童相談所改革が**不可欠**

児童福祉法33条廃止によってのみ達成できる

強行措置
親子引き離し
一律対応

閉鎖・不透明
強制・一律対応
親子分離を前提

1



虐待死などの凶悪虐待事案は
刑法犯罪として警察と
刑事法廷に担当させる



児童相談所は、親子分離の機能を無くし、
子どもと家族の福祉的な支援と
助言機能に特化します

欧米では
警察・司法の
関与強化が進展

2



在宅支援による
育児指導



粘り強い育児指導により、家族の自主性を
尊重しつつ、虐待のない子育てをめざします

妊娠期・育児期
早期からの介入が
虐待の未然防止に
効果的(国内研究)

3



親子分離は
最後の手段として



やむを得ない場合に限り、必要最小限で
最短期間の分離を認めます
(オランダでは最長約1年間)

国際水準に
適合した
期間制限



子どもの権利条約
第5条、第9条、第18条



自由権規約 (ICCPR)
第23条



国連子どもの権利委員会
終結所見 (2019年・2022年)

子どもの
声を聴き、
ともに作る
社会へ

国際水準に適合した、子どもと実家族の絆を擁護する制度へ

本提言は、国際人権法および国連子どもの権利条約等の原則に基づき、子どもの最善の利益を最優先する制度の実現を目指します。

出典：子どもと実家族の絆条約第5条・第9条・第18条、市民的及び政治的権利に関する国際規約第23条、国連子どもの権利委員会勧告 (2019年・2022年)